

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積計画（令和６年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和７年３月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書

- 2 縦覧場所
秋田市山王一丁目１番１号 本庁舎３階
秋田市産業振興部農業農村振興課

- 3 縦覧時間
午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から１月３日まで（休日を除く。）を除く。